

システム維持規定

第1条【システム維持】

株式会社横浜銀行（以下「当行」といいます）が別途定めるソフトウェア使用許諾規定に基づき、当行が当該ソフトウェアの利用者（以下「利用者」といいます）に対して使用許諾したソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）のシステムの維持に関して、利用者が、本規定を承認することを条件に、当行は利用者に対しソフトウェアのシステム維持を提供することを契約（以下「本契約」といいます）します。

第2条【ソフトウェア名】

システム維持の対象とする本ソフトウェアは、「〈はまぎん〉マルチウェブ」（株式会社オービックビジネスコンサルタントが提供するOFFICE BANK シリーズ）または「〈はまぎん〉マルチウェブ資金集中」とします。

第3条【システム維持の内容】

（1）本ソフトウェアが「〈はまぎん〉マルチウェブ」の場合

- ①株式会社オービックビジネスコンサルタントが提供するサポートセンターの利用。
- ②本ソフトウェアで提供するインターネットダウンロード機能による銀行支店辞書データの取得。
- ③利用者に本ソフトウェアの最新版およびこれに関連するマニュアル小冊子等付属資料の年1回の送付。
- ④利用者がプログラムディスクの破損や紛失により新しいプログラムディスクを希望する場合、無償での同じプログラムの提供。
- ⑤利用者がマニュアルの破損や紛失により新しいマニュアルを希望する場合、無償での同じマニュアルの提供。ただし、マニュアルの無償提供は年間1式とします。

（2）本ソフトウェアが「〈はまぎん〉マルチウェブ資金集中」の場合

- ①株式会社オービックビジネスコンサルタントが提供するサポートセンターの利用。
- ②本ソフトウェアで提供するインターネットダウンロード機能による銀行支店辞書データの取得。
- ③利用者に本ソフトウェアの最新版一式の提供。

第4条【システム維持の範囲外の事象】

（1）次の各号の事象に対し当行が作業をおこなう場合は本規定の対象外とします。

- ① 利用者の本ソフトウェア操作上の誤りにより生じた事象
- ② 利用者の故意または過失により生じた事象
- ③ 天災地変・騒擾等、その他当行の責に帰することのできない事由により生じた事象

（2）次の各号に該当する場合、当行は作業をおこなわないこととします。

- ① 利用者が本ソフトウェアを改造等した場合
- ② 本ソフトウェアを使用しているハードウェアに関する事由の場合

第5条【契約期間】

本契約の契約期間は、契約日から契約日以降最初に到来する3月末日までとします。ただし、契約期間満了の2か月前までに、利用者または当行から書面による解約の申し出がない場合は、同一条件によりさらに1年間自動的に継続することとし、以降も同様とします。なお、毎年4月1日から翌年3月31日までを以下「年度」といいます。

第6条【システム維持料】

（1）システム維持料の支払

利用者はシステム維持の提供を受けるにあたり、当行所定のシステム維持料を年額で支払います。

(2) 支払方法

システム維持料の支払いは、当行における利用者名義の預金口座から自動振替により引き落とす方法、もしくは当行所定の方法とします。利用者は、支払を開始するにあたり、当行所定の自動振替依頼書を当行に提出するものとします。

(3) 契約日の属する年度分の支払い

利用者は、『年額システム維持料の1/2分の1に相当する金額』に『契約日の属する月の翌月から最初に到来する3月までの月数』を乗じた金額を、契約日の属する月の翌月20日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)までに支払うものとします。

(4) 翌年度以降分の支払い

利用者は、第5条の定めにより本契約を継続した場合、毎年4月20日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)に当該年度の年額システム維持料を前払いにて支払うものとします。

第7条【作業の実施に対する利用者の協力】

当行が本規定に基づく作業(以下「本作業」といいます)をおこなうにあたっては、利用者は当行の要請に基づき本作業に立ち会うほか、完遂のため最善の協力をおこなうこととします。

第8条【施設等の無償提供】

当行が利用者の事業所内で本作業をおこなう場合、利用者は当行に対しその場所、事務室、控え室、ならびに本作業に必要な資材等を無償で提供することとします。また、当行が作業上必要と認める場合は、利用者は当行がハードウェアを相当期間占有することを認めることとします。

第9条【費用の負担】

当行が利用者の事業所内で本作業をおこなう場合、本作業に必要な電気および消耗品は利用者の負担とします。

第10条【機密の保持】

利用者および当行は本契約の遂行上知りえた相手方の業務上の機密事項を第三者にもらさないこととします。なお、本条は本契約終了後においても有効なこととします。

第11条【契約の解除】

(1) 申し入れによる解除

利用者および当行のいずれかが本契約に違反した場合は相手方からの申し入れにより、また、特別の事情により利用者または当行が本契約の継続が不相当と判断した場合は相手方への申し入れにより、本契約を解除できることとします。なお、利用者が当行に対して申し入れる場合は書面によることとします。

(2) システム維持料未払いによる解除

利用者が第6条に定める支払日にシステム維持料を支払わなかった場合は、当行は利用者に対して催告したうえで本契約を解除することができることとします。なお、利用者が支払日から2か月を経過してもシステム維持料を支払わない場合、当行は催告することなく契約を解除できるとし、利用者は当行に対しその損害賠償として1年分のシステム維持料を支払うこととします。

第12条【途中解約】

(1) 利用者の都合による場合、または、利用者および当行いずれの責にも起因しない場合

利用者の都合により、または、利用者および当行いずれの責にも起因せずに本契約を途中解約する場合は、その理由のいかんを問わず当行は利用者に対し解約月の属する年度のシステム維持料は返却しないものとします。また、途中解約した時点で利用者が当行に対し当該年度までのシステム維持料を支払っていない場合は、利用者は当行にその期間のシステム維持料を支払うこととします。

(2) 当行の都合による場合

当行の都合により本契約を途中解約する場合は、当行は利用者に対し解約日の属する月の翌月から最初に到来する3月末までの月数に第6条に定める年額のシステム維持料を月割した金額を乗じた金額を当行指定の方法により返却することとします。なお、利用者が当行に対し解約日の属する月までのシステム維持料を支払っていない場合は、速やかに支払うこととします。

第13条【責任の制限】

当行は、本作業をおこなうにあたり、最善の努力をしたにもかかわらず完遂できなかった場合、当行は利用者に対し損害に対し責任を負わないこととします。

第14条【本規定の変更】

本規定を変更する場合は次により取り扱います。

(1) 本規定を変更する場合は、当行のウェブサイトに変更する旨と変更後の規定を掲載します。

(2) 当行は、本規定を変更した日（以下「変更日」といいます）以降は、変更後の規定によりシステムを維持します。変更日以降に利用者が本ソフトウェアを利用した場合、当行は変更後の本規定が異議なく承諾されたものとみなします。

第15条【協議事項】

本規定各条項の解釈について疑義が生じた場合、または本規定に定めがない事項については、当事者間で協議のうえ決定することとします。

第16条【管轄裁判所】

本規定に関して紛争が生じた場合は、当行の本社所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

以上